

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.6 (令和6年12月号)

令和6年12月16日作成

- 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年11月19日 厚生労働省告示第333号 (令和6年11月20日適用)
 - 令和6年11月19日 厚生労働省告示第335号 (令和6年11月20日適用)
 - 令和6年11月19日 保医発1119第11号
 - 令和6年11月19日 保医発1119第13号 (令和6年11月20日適用)
 - 令和6年11月21日 厚生労働省告示第338号 (令和6年12月12日適用)
 - 令和6年11月29日 厚生労働省令第154号 (令和6年12月2日施行)
 - 令和6年11月29日 厚生労働省告示第351号 (令和6年12月2日適用)
 - 令和6年11月29日 厚生労働省告示第352号 (令和6年12月2日適用)
 - 令和6年11月29日 厚生労働省告示第353号 (令和6年12月2日適用)
 - 令和6年11月29日 厚生労働省告示第354号 (令和6年12月1日適用)
 - 令和6年11月29日 保発1129第2号 (令和6年12月2日適用)
 - 令和6年11月29日 保発1129第3号
 - 令和6年11月29日 保医発1129第2号 (令和6年12月1日適用)
 - 令和6年11月29日 保医発1129第8号 (令和6年12月1日適用)
 - 令和6年12月2日 保保発1202第1号・保国発1202第1号・保高発1202第1号・保医発1202第1号・社援地発1202第1号・こ支虐第446号 (令和6年12月2日適用)
 - 令和6年12月2日 保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡 (令和6年12月2日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の通知・事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その15)」(令和6年11月26日医療課事務連絡)
 - ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について (令和6年11月29日保医発1129第10号)
 - ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年11月29日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その16)」(令和6年12月6日医療課事務連絡)
 - ・「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」(令和6年12月13日医療課事務連絡)

【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
			◆ 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令の公布等について」(令和6年11月29日保発1129第3号)により、「療担規則等改正省令の施行等の前に厚生労働省より発出された通知・事務連絡において、療担規則等改正省令等による改正前の条項及び字句を引用しているものにあつては、必要に応じて改正後の条項及び字句に読み替え、同様の取扱いとすることとする」とされています。	
448	右	◆	以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「乾燥濃縮人プロテインC製剤」及び「メコバラミン製剤」を加え、最終改正を「(最終改正; 令 6.11.19 厚生労働省告示第333号)」に改める。	
469			・ C101の「(在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注1」)」	
471			・ C151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」	
474			・ C152の「(間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」)」	
476			・ C152-2の「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注」)」	
			・ C153の「(注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」	
468	右	◆	「(血糖自己測定器加算について)」の「(9)」として以下のように追加。	
			(9) インスリン イコデクの自己注射を承認された用法及び用量に従い1週間に1回行っている患者	

頁	欄	行	変更前	変更後
				は、インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っている患者に準じて、所定点数を算定できる。 ㊦ (令 6.11.19 保医発 1119 11)
483	右	◆	C200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中、「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「乾燥濃縮人プロテインC製剤」及び「メコバラミン製剤」を加え、改正履歴に「(令 6.11.19 保医発 1119 11)」を加える。	
497	右	◆	「◇ アミロイドβ 42/40比 (髄液)」の改正履歴に「(令 6.11.19 保医発 1119 13)」を追加し、「ア」を以下のように改める。 ア アミロイドβ 42/40比 (髄液) は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ 病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及びβ-アミロイド1-40を同時に測定した場合、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	
548	右		[D014自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、150/100を乗じた点数(1,380点)を算定する項目として追加] ◇ 抗GM-C S F抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、D014自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。 ㊦	(令 6.11.29 保医発 1129 8)
551	右	上から13行目	[次行に追加]	イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
551	右	上から14行目	イ	ウ
551	右	上から16行目	[次行に追加]	(令 6.11.29 保医発 1129 8)
627	右	◆	「(6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア 「5」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ 病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ (略) ウ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、(以下略)。 エ 「5」の「ロ」イ以外の場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。 オ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドβ抗体薬投与後の脳内アミロイドβプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 カ レカネマブ(遺伝子組換え)製剤の投与の要否を判断する目的で、E101-3 ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はE101-4ポ	

頁	欄	行	変更前	変更後
			ジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。	図 (令 6.11.19 保医発 1119 13)
629	右	◆	「(6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア 「4」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合については、 <u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ (略) ウ 「4」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、(以下略)。 エ 「4」の「ロ」イ以外の場合については、 <u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。</u> オ 「4」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、 <u>効能又は効果として、抗アミロイドβ抗体薬投与後の脳内アミロイドβプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ レカネマブ(遺伝子組換え)製剤の投与の要否を判断する目的で、 E101-2ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はE101-4ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。	図 (令 6.11.19 保医発 1119 13)
631	右	◆	「(5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合については、 <u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ (略) ウ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、(以下略)。 エ 「3」の「ロ」イ以外の場合については、 <u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。</u> オ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、 <u>効能又は効果として、抗アミロイドβ抗体薬投与後の脳内アミロイドβプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ レカネマブ(遺伝子組換え)製剤の投与の要否を判断する目的で、 E101-2ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。	図 (令 6.11.19 保医発 1119 13)
644	右	◆	「編注」の「睡眠薬」に「ダリドレキサント塩酸塩」を追加。	
732	右	◆	「編注」の「睡眠薬」に「ダリドレキサント塩酸塩」を追加。	

頁	欄	行	変更前	変更後
907	右		<p>〔K619-2総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術の所定点数(32,100点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、K619-2総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術の所定点数を準用して算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6.11.29 保医発 1129 2)</p>	
999	右		<p>〔N005-2ALK融合遺伝子標本作製の所定点数を準用し、120/100を乗じた点数(7,824点)を算定する項目として追加〕</p> <p>◇ FGF R 2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGF R阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、N005-2ALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。</p> <p style="text-align: right;">(令 6.11.29 保医発 1129 8)</p>	
1064	◆		「(別紙36)」の「睡眠薬」に「ダリドレキサント塩酸塩」を追加。	
1083	—	上から4行目	<p>(最終改正；令和6年8月30日 厚生労働省告示第281号)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み〕</p>	<p>(最終改正；令和6年11月29日 厚生労働省告示第354号)</p>
1092	左	下から9行目	〔次行に追加〕	ウ 分離捕捉型 1,050,000円
1092	右	上から29行目	〔次行に追加〕	(23) 大動脈分岐部用フィルターセット 520,000円
1094	右	下から28行目	<p>227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円</p> <p>228 (略)</p> <p>229 (略)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み〕</p>	<p>227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円</p> <p>228 (略)</p> <p>229 (略)</p> <p>230 静脈用ステントセット 335,000円</p>
1097	—	上から3行目	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 8)</p> <p>(最終改正；令 6. 9. 30 保医発 0930 7)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.4等にて改正済み〕</p>	(最終改正；令 6.11.29 保医発 1129 2)
1104	右	下から5, 3及び1行目	<p>経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用</p> <p>〔黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み〕</p>	経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用
1105	左	下から2行目	〔次行に追加〕	<p>(15) 大動脈分岐部用フィルターセット</p> <p>ア 関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断される場合に限り算定できる。</p> <p>イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>
1113	左	下から31～12行目	<p>227 高血圧症治療補助アプリ (略)</p> <p>228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット (略)</p> <p>229 弁周囲欠損孔閉鎖セット (略)</p> <p>〔黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み〕</p>	<p>227 高血圧症治療補助アプリ (略)</p> <p>228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット (略)</p> <p>229 弁周囲欠損孔閉鎖セット (略)</p> <p>230 静脈用ステントセット</p> <p>(1) 静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</p> <p>(2) 静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</p>
1137	—	上から7行目	(最終改正；令和6年3月5日 厚生労働省告示第281号)	(最終改正；令和6年11月29日 厚生労働省告示第354号)

頁	欄	行	変更前	変更後
			(働省令第35号)	令第154号)
1138	左	上から4行目	患者の提出する被保険者証	患者の提出し、又は提示する資格確認書
1138	左	上から14行目	〔次行に追加〕	四 その他厚生労働大臣が定める方法
1138	左	下から25行目	(被保険者証の返還)	(資格確認書の返還)
1138	左	下から24行目	被保険者証	資格確認書(書面に限る。以下この条において同じ。)
1138	左	下から21行目	被保険者証	資格確認書
1144	右	◆	<p>下から1行目の次に、令和6年11月29日厚生労働省令第154号の附則(経過措置)を追加。 附則(令和6年11月29日 厚生労働省令第154号) (経過措置)</p> <p>第2条 この省令の施行の際現に全国健康保険協会又は健康保険組合から被保険者証の交付を受けている被保険者又はその被扶養者が、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者(同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。)を受ける場合における当該被保険者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第119号。以下「改正省令」という。)第1条の規定による改正前の健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)又は改正省令第2条の規定による改正前の船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の規定により当該被保険者証が効力を有するとされた間(当該期間の末日が施行日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して1年間とする。)は、なお従前の例による。</p> <p>第3条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。</p>	
1145	◆	「様式第一号(一)の1」中、「被保険者証 被保険者手帳」を「被保険者資格に係る情報」に改める。		
1146	◆	「様式第二号」及び「様式第二号の二」中、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」を「被保険者資格に係る記号・番号」に改める。		
1147	◆	<p>「1 療養担当規則」の「告示」として以下のように追加。</p> <p>保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法 (令和6年11月29日 厚生労働省告示第351号)</p> <p>保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第3条第1項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第3条第1項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第8条第1項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 患者の提示する個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次号において「番号利用法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。)及び資格情報通知書(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第51条の3第1項、船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第40条の3第1項、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の3第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第20条第1項に規定する資格情報通知書をいう。)</p> <p>二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの</p> <p>三 保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)又は指定訪問看護事業者(同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して3月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号(同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)に対応する利用者証明利用者符号(同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行</p>		

頁	欄	行	変更前	変更後
			い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法	
1166 ～ 1167	◆		<p>「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」を以下のように改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正履歴として「(最終改正；令 6.12. 2 保保発 1202 1・保国発 1202 1・保高発 1202 1・保医発 1202 1・社援地発 1202 1・こ支虐 446)」を加える。 「被保険者証」を「資格確認書」に改める。 第1の「2 対応方針」中、「本人確認が可能となる。」を「本人確認が可能となっている。」に改める。 「第2 保険医療機関等における本人確認の具体的な方法について」を「第2 保険医療機関等において資格確認書により資格確認を行う際の本人確認の具体的な方法について」に改める。 	
1172	—	上から5行目	(最終改正；令和6年3月5日 厚生労働省告示第55号)	(最終改正；令和6年11月29日 厚生労働省告示第352号)
1172	右	下から12行目	被保険者証	資格確認書
1172	右	下から1行目	[次行に追加]	四 前3号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるもの
1173	左	上から29行目	(被保険者証の返還)	(資格確認書の返還)
1173	左	上から30行目	被保険者証	資格確認書
1173	左	上から33行目	被保険者証	資格確認書
1179	◆		<p>「2 後期高齢者療養担当基準」の「通知」として以下のように追加。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法 (令 6.11.29 保発 1129 2)</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 患者の提示するマイナンバーカード(※1)及び資格情報のお知らせ(※2) 二 患者の提示するマイナンバーカード及びマイナポータル画面(※3) 三 電子証明書(※4)の有効期限後3か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法(※5) <p>※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</p> <p>※2 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第51条の3第1項、船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第40条の3第1項、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の3第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第20条第1項に規定する資格情報通知書をいう。</p> <p>※3 番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報が記録されたもの(マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルを提示することも可能)。</p> <p>※4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</p> <p>※5 保険医療機関等が、患者について、利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号(同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)に対応する利用者証明利用者符号(同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。</p>	
1180	—	上から5行目	(最終改正；令和6年9月25日 厚生労働省告示第303号)	(最終改正；令和6年11月21日 厚生労働省告示第338号)
			[黄色網かけはWeb追補No. 3等にて改正済み]	
1184	左	上から28～29行目	、ノルアドレナリン製剤、ペドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤	、ノルアドレナリン製剤、ペドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤
			[黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み]	
1184	左	下から27～26行目	第2条第一号	第2条第1項第一号
1184	左	下から25行目	第2条第六号	第2条第1項第六号

頁	欄	行	変更前	変更後
1184	左	下から5行目	及びゾキンヴィカプセル75mg	, ゾキンヴィカプセル75mg, アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠
1201	—	上から3行目	(最終改正; 令和6年3月29日 厚生労働省告示第171号)	(最終改正; 令和6年11月29日 厚生労働省告示第353号)
1204	右	下から13~3行目	イ 被保険者証の写し ロ (略) ハ (略) ニ (略) ホ 患者がハ及びニの書類の確認を行ったことを証する書類	[削除] イ (略) ロ (略) ハ (略) ニ 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類
1204	右	下から2行目	(2)ハ	(2)ロ
1204	右	下から2行目	(2)ニ	(2)ハ
1233 ~ 1235	◆		【「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」(令 2. 1. 10 保保発0110 1, 保国発0110 1, 保高発0110 1, 保医発0110 1)に関する留意点】を以下のように改める。 ・ Q1の「Q」中, 「本人確認」を「本人確認(保険医療機関等において資格確認書により資格確認を行う場合に限る。以下同じ。)」に改める。 ・ Q3の「A」中, 「提出する被保険者証」を「提出し, 又は提示する資格確認書」に改める。 ・ Q6, Q7, Q13, Q14, Q15, Q16, Q17, Q19, Q21, Q28及びQ29中, 「被保険者証」を「資格確認書」に改める。 ・ 上記で改正が行われたQにそれぞれ改正履歴として「(令6. 12. 2 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課事務連絡)」を追加する。	
1296	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 令 6. 8. 20 保医発 0820 1) [黄色網かけはWeb追補No. 3にて改正済み]	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 令 6. 11. 19 保医発 1119 11)
1357	左	下から1行目 ~右段上から1行目	及びイノラス配合経腸用液	, イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤
1537	—	上から8行目	(最終改正; 令和6年8月20日 厚生労働省告示第264号) [黄色網かけはWeb追補No. 3等にて改正済み]	(最終改正; 令和6年11月19日 厚生労働省告示第333号)
1574	◆		「別表第九 在宅自己注射指導管理料, 間歇注入シリンジポンプ加算, 持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加。 「乾燥濃縮人プロテインC製剤」及び「メコバラミン製剤」	
1579	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正; 令 6. 9. 30 保医発 0930 7) [黄色網かけはWeb追補No. 4等にて改正済み]	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正; 令 6. 11. 19 保医発 1119 11)
1643	左	上から1~2行目	及びイノラス配合経腸用液	, イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤
1721	右	上から16~17行目	及びイノラス配合経腸用液	, イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。